

## 入所選考基準の変更点について（基本指數）

## 1 現行

番号	類型	保護者（父母）の状況	基本指數
1	居宅外就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		内職	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		内職	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
3	出産	出産のため、保育にあたれない場合（出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当）	35
4	疾病等	疾病・傷病	入院（概ね1か月以上とし、入院予定を含む） 50 常時病臥 50 精神性疾患・感染症・特殊疾病 50 一般療養（上記以外の場合） 30
		心身障害者	身体障害者手帳1・2級以上 50 精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳1・2度 50 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度 35 上記以外の場合 20
		病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合 25
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合 50 常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合 35 上記以外の場合 20
5	看護・介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合 25
在宅介護	常時観察・介護が必要な場合 50 常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合 35 上記以外の場合 20		
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合	50
7	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居（要証明）の場合	50
8	その他	就学・職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合 35 就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合 25
		求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合 10
			就労内定・開業予定の場合 （指數は就労日数・時間により類型1、2の指數に準ずる）

別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合

## 2 改定案

番号	類型	保護者（父母）の状況	基本指數
1	居宅外就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		内職	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 40 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 35 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 30 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合 30 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 25 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 20 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 15
		内職	1日8時間以上の就労を常態とする場合 50 1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 45 1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 40 1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合 35
3	出産	出産のため、保育にあたれない場合（出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当、又は医師の判断により安静を要する状態にある）	50
4	疾病等	疾病・傷病	入院（概ね1か月以上とし、入院予定を含む） 50 常時病臥 50 精神性疾患・感染症・特殊疾病 50 一般療養（上記以外の場合） 30
		心身障害者	身体障害者手帳1・2級以上 50 精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳1・2度 50 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度 35 上記以外の場合 20
		病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合 25
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合 50 常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合 35 上記以外の場合 20
		病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合 25
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合 50 常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合 35 上記以外の場合 20
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合	50
7	就学・職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合 35 就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合 25	
8	求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合 10	
9	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居（要証明）の場合 50
		ii 就労・就学・開業予定	指數は就労日数・時間により類型1又は類型2の指數に準ずる
		iii 居宅外の介護	指數は類型5の在宅介護の指數に準ずる

別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合